

九州電力株式会社 玄海原子力発電所
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「九州電力株式会社 玄海原子力発電所」（以下「発電所」という。）に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（原発本第212号。2020年2月26日）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：九州電力株式会社

代表者氏名：代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

申請日：2020年2月26日

申請の理由：組織改正に伴う計量管理責任者の役職名称の変更等のため

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

1. 組織改正に伴う計量管理責任者の役職名称の変更
2. 組織改正に伴う計量管理組織等の変更
3. 法令改正に伴う変更
4. 記載の適正化等

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う計量管理責任者の役職名称の変更

発電所1号機及び2号機の廃止措置に係る組織改正に伴い、原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質及び使用の許可を受けた核燃料物質並びに設備等に関する計量管理責任者の役職名称が、「技術第一課長」から「廃止措置運営課長」に適切に変更されていることを確認した。

2. 組織改正に伴う計量管理組織等の変更

- (1) 発電所1号機及び2号機の廃止措置に係る組織改正に伴い、計量管理に関する業務の指揮、監督等の総括業務に係る補佐の役職名称が「第一所長」から「廃止措置施設長」に適切に変更されていることを確認した。
- (2) 同組織改正に伴い、発電所の組織編成において、「安全管理第一課長」から「廃止措置安全課長」に、「発電第一課長」から「プラント管理課長」に、「発電第一課当直課長」から「プラント管理課当直課長」に、「保守第一課長」から「設備管理課長」に各役職名称が適切に変更されていることを確認した。

3. 法令改正に伴う変更

- (1) 法第68条第3項（立入検査関連）が削除（令和2年4月1日施行）されることに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。（第23条、第49条）
- (2) 法第68条各項中、「その職員」が「当該職員」に改められる（令和2年4月1日施行）ことに伴い、同様に「その職員」から「当該職員」に適切に変更されていることを確認した。（第23条）
- (3) 法第43条の3の15（施設定期検査）が削除（令和2年4月1日施行）されることに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されていることを確認した。（第88条、別表第5）
- (4) 規則第7条の改正（平成29年7月10日施行）に伴い、「サイト内建物報告書」の報告の根拠が「第7条第32項」から「第7条第34項」に適切に変更されていることを確認した。（別表第9）

4. 記載の適正化等

以下の条項において記載の適正化及び字句修正が行われており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

- ・ 第23条
- ・ 第49条